

名古屋市立大学総合情報センター利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市立大学総合情報センター規程（平成18年名古屋市立大学達第87号）第16条の規定に基づき、名古屋市立大学総合情報センター（同規程第4条に定める分館を除く。以下「総合情報センター」という。）の端末室及び情報処理実習室等の施設及び設備の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 総合情報センターの開館時間は、総合情報センター長が別に定める。

(休館日)

第3条 総合情報センターは、次の日に休館する。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 開学記念日 10月28日
- (4) 12月28日から翌年1月4日まで

2 総合情報センター長は、施設及び設備の点検その他必要と認めたときは、臨時に総合情報センターを開館又は休館することができる。

(利用者の範囲)

第4条 総合情報センターを利用できる者は、別に定める。

(情報処理システムの利用)

第5条 総合情報センターに設置する情報処理システムの利用については、別に定める。

(委任)

第6条 この規程の実施について必要な事項は、総合情報センター長が定める。

附 則

- 1 この規程は、発布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 名古屋市立大学総合情報センター利用規程（平成13年名古屋市立大学達第10号）は、廃止する。
- 3 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に必要な経過措置は、別に定める。